家庭数

令和７年度

さいたま市立岩槻中学校

ＰＴＡ総会資料

（Ｗｅｂ審議）

審議日　令和７年５月２０日（火）

総　会　次　第

議事

第１号議案　令和６年度　事業報告について
第２号議案　令和６年度　会計決算報告について
第３号議案　令和７年度　役員承認について　および委員報告
第４号議案　令和７年度　事業計画（案）について
第５号議案　令和７年度　会計予算（案）について

＜令和７年度ＰＴＡ総会について＞

総会資料をご覧いただき、ＱＲコードのアンケートによる回答をお願いいたします。

総会資料内容についてのご不明点・ご質問等ございましたら、学校ホームページアドレス iwatsuki-j@saitama-city.ed.jp に「件名：ＰＴＡ総会について」と明記してお問い合わせください。折り返しＰＴＡ本部よりご連絡させていただきます。

令和6年度PTA事業報告

	本　部		1学年委員会	2学年委員会
	*は、学年委員会と共通			
4月		8日 入学式受付・PTA保護者会	8日 1学年委員選出	18日 学年委員会
	＊	17～19日 各学年委員会　立会い	19日 学年委員会	
		23日 新旧本部役員会		
	＊	23日 新旧全体委員会		
		26日 離任式		
5月		2日 体育祭受付	17日 第1回交通安全保護者の会	27日 PTA会費集金
		10～19日 総会資料ホームページ閲覧 Web審議	27日 PTA会費集金	
		21日 PTA書面総会　審議日		
		27日 PTA会費　集金		
		30日 区P連総会		
6月		20日 三校連絡協議会（太田小）	21日 給食試食会	
		25日 本部会		
	＊	25日 第1回運営審議会		
7月		10日 生徒会との意見交換会	11日 青少年健全育成研修会	11日 学年委員会
8月				
9月		10日 本部会	21日 交通安全保護者の会　出発式	19日 学年委員会
	＊	10日 第2回運営審議会	23日 ドライバー講習会	
		17日 役員セミナー		
10月		9日 バザー準備（食券集金・集計）		25日 バザー提供品回収
		バザー準備（食券印刷・配付）		29日 バザー提供品回収
		25日 バザー提供品回収		
11月		15日 岩中バザー前日準備	16日 岩中バザー協力	1日 バザー提供品回収
		16日 岩中バザー開催		15日 岩中バザー前日準備
				16日 岩中バザー開催
12月		6日 ベルマーク集計	6日 ベルマーク集計	5日 進路学習会開催
		10日 本部会		
	＊	10日 第3回運営審議会		
		20日 PTA会議室大掃除		
1月		15日 次年度学年委員準備・選出	15日 次年度学年委員選出　立会い	15日 次年度学年委員選出　立会い
		21日 給食記念行事	28日 防犯の集い	
		23日 給食運営会議		
		23日 PTA活動保障制度説明会		
		29日 新入生保護者説明会・受付		
2月		4日 本部会	7日 交通安全保護者の会	4日 役員記念品配付
	＊	4日 第4回運営審議会	7日 役員記念品配付	
3月		14日 卒業式受付		
		18日 次年度2学年委員会		
		19日 次年度3学年委員会		
		26日 会計監査		
		28日 会計監査		

	3学年委員会
4月	17日 学年委員会
5月	27日 PTA会費集金
6月	
７月	
8月	
9月	10日 卒業記念品発注
10月	
11月	16日 岩中バザー協力
12月	5日 進路学習会協力
1月	
2月	
３月	卒業記念品クラス分け
	卒業記念品配付（担任配付）

＜PTA三校合同資源回収＞

令和3年4月から休止

令和6年度　PTA会計　決算報告

1　　収入の部

△印は令和6年度予算額に対して減　　（単位　円）

款	項目	令和6年度 予算額（円）	令和6年度 決算額（円）	比較（円）	備考
	1．会費	1,650,000	1,656,960	6,960	300円×12回×461件
	2．繰越金	230,000	230,000	0	前年度からの繰越金
	3．雑費	0	469	469	
合　　計		**1,880,000**	**1,887,429**	**7,429**	

2　　支出の部

△印は令和6年度予算額に対して減　　（単位　円）

款	項目	令和6年度 予算額（円）	令和6年度 決算額（円）	比較（円）	備考
1　事務費		**90,000**	**57,679**	**△ 32,321**	
	1.　備品・消耗品費	40,000	28,467	△ 11,533	事務用品・トナー、封筒切手等
	2.　慶弔費	20,000	20,000	0	慶弔見舞金
	3.　慰労謝礼費	30,000	9,212	△ 20,788	退職退任者記念品代
2　会議費		**10,000**	**0**	**0**	
	4.　総会費	10,000	0	0	総会資料印刷代
3　活動費		**1,150,000**	**924,708**	**△ 225,292**	
	5.　本部会費	40,000	14,174	△ 25,826	新入生保護者用吊下げ名札、講演会参加交通費
	6.　1学年委員会費	20,000	8,078	△ 11,922	給食試食会、講演会参加交通費
	7.　2学年委員会費	20,000	13,136	△ 6,864	進路学習会
	8.　3学年委員会費	20,000	12,080	△ 7,920	卒業記念品選定
	9.　式典関係費	360,000	315,956	△ 44,044	入学式・卒業式花代、卒業記念品等
	10.　教育活動奨励費	140,000	106,064	△ 33,936	教育関係活動助成費、学校行事支援
	11.　部活動支援費	550,000	455,220	△ 94,780	部活動支援、県大会以上看板、地域行事参加支援、駅伝バス代等
4　負担費		**300,000**	**252,177**	**△ 47,823**	
	12.　負担費	300,000	252,177	△ 47,823	市P協補償制度、損害賠償保険等
5　周年行事等積立金		**100,000**	**100,000**	**0**	
	13.　周年行事等積立金	100,000	100,000	0	周年行事準備積立金
6　予備費		**230,000**	**322,865**	**92,865**	
	14．予備費	230,000	322,865	92,865	備品購入の為バザー・資源回収口座へ積立
合　　計		**1,880,000**	**1,657,429**	**△ 222,571**	

3　残高の部

1,887,429(円)　－　1,657,429(円)　＝　230,000(円)

は、次年度へ繰り越します。

上記のとおり報告いたします。

令和7年3月31日　　さいたま市立岩槻中学校ＰＴＡ会計　　井上やよい　㊞

監査の結果、相違ないことを認めます。

令和7年3月31日　　さいたま市立岩槻中学校ＰＴＡ会計監査　　有山　恵子　㊞

石渡美貴子　㊞

＊個人情報のため、印影は省略しています。

令和6年度　バザー・資源回収会計決算報告書

収入　　（円）

1	前年度繰越金	1,184,047
2	バザー売上金	159,517
3	資源回収収益金	0
4	備品購入用積立（本会計より）	322,865
5	利息	562
	収入合計	1,666,991

支出　　（円）

1	部活動補助金	0
2	掛金・負担金	0
3	本部消耗品等補助	0
4	学校代表補助	0
5	教育活動補助	106,287
6	環境維持・整備補助	0
7	雑費	0
	支出合計	106,287

残高　　（円）

収入合計	1,666,991
支出合計	106,287
差引残高	1,560,704

上記のとおり報告します。

令和7年3月31日

PTA会計　　井上やよい　㊞

監査の結果、適正な会計処理がなされていることを認めます。

令和7年3月31日

PTA会計監査　　有山　恵子　㊞

石渡美貴子　㊞

＊個人情報のため、印影は省略しています。

令和6年度　周年行事等積立金　会計報告

収入の部　（円）

1	前年度繰越金	1,700,271
2	令和6年度積立金	100,000
3	利息	779
4		
	収入合計	1,801,050

支出の部　（円）

1		0
2		
3		
	支出合計	0

残高　（円）

収入合計	1,801,050
支出合計	0
差引残高	1,801,050

上記のとおり報告します。

令和7年3月31日

PTA会計　　井上やよい　㊞

監査の結果、適正な会計処理がなされていることを認めます。

令和7年3月31日

PTA会計監査　　有山　恵子　㊞

石渡美貴子　㊞

＊個人情報のため、印影は省略しています。

令和７年度　本部役員（案）

役職名	氏　名	担当委員会・職名
会　　長	佐藤　元信	
副 会 長	西野　利佳子	３学年
副会長(書記兼任)	佐藤　有紀	３学年
副 会 長	白鳥　亜也子	３学年
副 会 長	関根　裕美	２学年
副 会 長	武石　涼	教　頭
会　　計	川越　みどり	３学年
会　　計	新井　英恵	２学年
会　　計	松坂　寛子	１学年
書　　記	金子　愛	２学年
書　　記	石井　奈津代	１学年
書　　記	山本　恵美子	１学年
幹　　事	清水　優子	２学年
幹　　事	小澤　常泰	１学年
幹　　事	山本　弥生	１学年
幹　　事	河合　亜矢	１学年
幹　　事	関　勇人	教務主任

相談役・会計監査委員

役職名	氏　名	職　名
相 談 役	佐川　幹生	
相 談 役	金子　宜史	学 校 長
会計監査委員	石渡　美貴子	
会計監査委員	西山　美津子	

学年担当教職員

第１学年	第２学年	第３学年	特別支援
主任　小野　孝一郎	主任　田中　晋	主任　石川　雄太	主任　長谷川　則子
二階堂　絵美	荻野　智彦	中山　もも	余語　武
石黒　奏音	郡司　藍子	松崎　裕樹	丹波　淳
木嶋　隼人	石川　大樹	橋本　誉嗣	
中澤　信	栗原　みなみ	高岡　水菜	
亀山　由花	坂本　知世	江崎　楓	
戸部　香織	塙　豊	吉永　雅美	

学校地域連携 コーディネーター	飯島　政範

学年委員会

1学年委員		2学年委員		3学年委員	
役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名
正	江川　康江	正	高橋　浩美	正	小山　可奈子
副	高野　加奈子	副	梅田　春菜	副	大野　恵美子
副	佐藤　智江	副	竹田津　由佳	副	飯塚　真澄
書記	角田　桃子	副	小畑　和美	書記	田畑　あゆみ
会計	佐々木　敦子	書記	中崎　江美	会計	赤井田　理恵
	本澤　祐紀	会計	栗原　久美子		五十嵐　綾子
	長谷川　絵美子		鹿沼　千恵子		片岡　亜紀
	松橋　菜七子		宮内　藍		斎藤　涼子
	納代　亜希子		山本　淳子		増田　真由実
	曾根田　麻美		加賀　妃香里		三野島　理香
	髙木　貴代美		中村　彩		高橋　恭子
	長野　奈央		関根　真由美		鷲宮　妙子
	渡辺　弥生		田崎　結衣		須永　さとみ
	石橋　愛		瓜生　保文		大槻　千夏
	宇田川　さやか		髙橋　ゆかり		
	増田　志乃		加藤　美奈		
	佐藤　真由美		大平　陽子		
	渡辺　美香		坂田　知美		
	小柳　和夏子		櫻田　扶美子		
	奥野　菜穂				
	百合野　明香				

※　正:学年委員長　　副:副委員長

※　委員名は順不同

令和7年度PTA事業計画（案）

	本　部			1学年委員会		2学年委員会	
	*は、学年委員会と共通						
4月		8日	入学式受付・PTA保護者会	8日	1学年委員選出	17日	学年委員会
			各学年委員会　立会い	18日	学年委員会		
		21日	新旧本部役員会				
	＊	21日	新旧全体委員会				
		24日	体育祭協力				
		30日	離任式				
5月		9~16日	PTA総会資料	27日	PTA会費集金	27日	PTA会費集金
			ホームページ閲覧WEB審議				
		20日	PTA書面総会　審議日				
		27日	PTA会費集金				
6月			区P連総会				
			三校連絡協議会（岩槻小）				
7月			本部会				
8月							
9月			本部会				
10月		31日	岩中バザー前日準備	31日	岩中バザー前日準備	31日	岩中バザー前日準備
11月		1日	岩中バザー	1日	岩中バザー協力	1日	岩中バザー
12月			本部会			５日	進路学習会手伝い
1月			次年度学年委員選出		次年度学年委員選出　立会い		次年度学年委員選出　立会い
			新入生保護者説明会	15日	給食試食会		
2月			三校連絡協議会（岩槻小）				
			本部会				
	＊		運営審議会				
3月			次年度2学年委員会				
			次年度3学年委員会				
			卒業式出席				
			会計監査				

	3学年委員会	
4月	16日	学年委員会
5月	27日	PTA会費集金
6月		
７月		
8月		
9月		
10月	31日	岩中バザー前日準備
11月	1日	岩中バザー協力
12月		
1月		卒業記念品発注
2月		
３月		卒業記念品配付

＜PTA三校合同資源回収＞

令和3年4月から休止

令和7年度　PTA会計　予算（案）

1　　収入の部

（単位：円）

款	項目	令和６年度 予算額（円）	令和7年度 予算額（円）	比較 （円）	備考
	1．会費	1,650,000	1,540,000	△ 110,000	年額3500円×440件
	2．繰越金	230,000	230,000	0	前年度からの繰越金
	3．雑費	0	0		
合　　計		**1,880,000**	**1,770,000**	**△ 110,000**	

2　　支出の部

（単位：円）

款	項目	令和6年度 予算額（円）	令和7年度 予算額（円）	比較 （円）	備考
1　事務費		**90,000**	**90,000**	**0**	
	1．備品・消耗品費	40,000	40,000	0	事務用品・トナー、封筒切手等
	2．慶弔費	20,000	20,000	0	慶弔見舞金
	3．慰労謝礼費	30,000	30,000	0	退職退任者記念品代等
2　会議費		**10,000**	**10,000**	**0**	
	4．総会費	10,000	10,000	0	総会資料印刷代等
3　活動費		**1,150,000**	**1,040,000**	**△ 110,000**	
	5．本部会費	40,000	40,000	0	新入生保護者用吊下げ名札、講演会参加交通費
	6．１学年委員会費	20,000	20,000	0	給食試食会
	7．２学年委員会費	20,000	20,000	0	進路学習会
	8．３学年委員会費	20,000	20,000	0	卒業記念品選定、講演会参加交通費
	9．式典関係費	360,000	400,000	40,000	入学式・卒業式花代、卒業記念品等
	10．教育活動奨励費	140,000	140,000	0	教育関係活動助成費、学校行事支援
	11．部活動支援費	550,000	400,000	△ 150,000	関東大会以上交通費等補助、駅伝バス代等、県大会以上看板、地域行事参加支援
4　負担費		**300,000**	**300,000**	**0**	
	12．負担費	300,000	300,000	0	市P協補償制度、損害賠償保険等
5　周年行事等積立金		**100,000**	**100,000**	**0**	
	13．周年行事等積立金	100,000	100,000	0	周年行事準備積立金
6　予備費		**230,000**	**230,000**	**0**	
	14．予備費	230,000	230,000	0	
合　　計		**1,880,000**	**1,770,000**	**△ 110,000**	

岩槻中学校 PTA 会則

第一章　　名称と事務局

第 1 条　本会はさいたま市立岩槻中学校 PTA（以下、本会と称す）と称し、事務局を岩槻中学校内に置く。

第二章　　目的・事業・方針

第 2 条　本会は、保護者と教師が相互の研修と協力によって、家庭と地域における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

第 3 条　本会は前条の目的を達成するための事業と活動を行う。

(1)　会員相互の意識の向上のための研修と実践。

(2)　生徒の生活環境の浄化と補導のための協力。

(3)　学校教育の充実、促進のための協力。

(4)　生徒の福祉厚生のための協力。

(5)　関係団体との連絡および協調。

(6)　その他、本会の目的達成に必要な事項。

第 4 条　本会は次の方針に従って運営する。

(1)　特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為、本会の名誉を損するような行為は行わない。

第三章　　会　員

第 5 条　本会の会員は次の資格とする。

(1)　本校に在籍する生徒の保護者、またはこれに代わる者。

(2)　本校に勤務する校長および教職員。

(3)　会員はすべて、平等の権利と義務を有する。

第四章　　会　計

第 6 条　本会の経費は、会費およびその他の収入によってまかなう。

(1)　本会の会員は定められた会費を納めるものとする。

(2)　本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。

(3)　本会の決算は、会計監査委員の監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第 7 条　本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第五章　　会　議

第 8 条　（会議）

本会の会議は次のとおりとする。

総会・全体委員会・運営審議会・役員会・学年委員会

第 9 条　（招集および議長）

(1)　会長は本会を代表し会務を総括する。また、総会・全体委員会・運営審議会・役員会を招集し、会議の議長となり、委員会に出席して意見を述べることができる。

(2)　委員長は所属委員会を代表し、委員会を招集し会議の議長となり、会議の議事録を作り、会長に報告し承認を求めるものとする。

第 10 条　（議 決）

本会の会議の議決は出席者の過半数をもって決する。但し、書面又は Web による議決の場合、表決書に基づき、その過半数をもって決する。

第 11 条　（総 会）

1.　総会は全会員で構成し、本会の最高決議機関とする。

総会は毎年度 1 回開催し、全体委員会が必要と認めたとき、又は、会員の 10 分の 1 以上の要求があったときは臨時総会を開催する。

2.　総会は次の事項を審議決定する。

（1）事業報告ならびに決算の承認

（2）事業計画ならびに予算の承認

（3）会則の承認

（4）役員の承認

（5）その他の重要事項

第 12 条　（全体委員会）

全体委員会は、役員および委員をもって構成し、必要に応じて開催し、次の事項を審議決定する。

（1）総会に提出する議案

（2）総会事項の処理

（3）臨時総会の開催要求

（4）その他の必要な事項

第 13 条　（運営審議会）

運営審議会は、役員および学年委員会の委員長・副委員長をもって構成し、必要に応じて開催し次の事項を審議決定する。

(1)　予算、決算に関する事項
(2)　緊急事項の審議処理
(3)　各委員間の連絡調整および計画の実施
(4)　全体委員会に提出する議案
(5)　庶務会計に関する事項
(6)　慶弔、表彰、渉外に関する事項
(7)　役員の選考
(8)　その他、本会に必要な事項

第 14 条　（役員会）

1.　本会に次の役員を置く。

会長 1 名　副会長 4 名以上（内 1 名は教頭とする）

会計 2 名以上　書記 2 名以上　幹事 若干名

2.　役員選出は、役員候補者を会員の中より全体委員会で選出する。

3.　役員の任期

(1) 役員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。

(2) 補欠により選出された役員の任期は前任者の残任期間とする。

4. 役員の任務

(1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

(3) 会計は本会の会計事務を処理し、財産を管理する。

(4) 書記は本会の活動に関する重要事項の記録・保管をする。

(5) 幹事は本会の庶務を行う。

第六章　相 談 役

第 15 条　相談役は会議に出席し、意見を述べることができる。会員の総意により会長が推薦をする。但し、任期は当該会長の在任期間とする。

第 16 条　校長は、本会の各会議、活動に出席して相談役として助言することができる。

第七章　会計監査

第 17 条　本会の会計を監査するため､2 名の会計監査委員を置く｡会計監査委員は必要に応じ、会計監査を行うことができる。

第八章　委　員　会

第 18 条　（委員の選出）

委員の選出は次のとおりとする。但し必要に応じて定数以上にすることができる。

(1)　学年委員は、クラス数×５名程度とする。

(2)　本会の会員のうち本校の教職員はすべて委員となる。

第 19 条　（委員の任期）

(1)　委員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。

(2)　委員に欠損が生じた時は補充する。補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 20 条　（委員長・副委員長の選出）

正・副委員長の選出は次のとおりとする。

学年委員会は各学年より委員長 1 名・副委員長 2 名を互選し、全体委員会の承認を得る。

第 21 条　（委員会の任務）

学年委員会

(1)　学年 PTA、学級 PTA および PTA 活動全般の協力援助を行う。

(2)　家庭教育学級の開設、研修のための諸行動を行う。

(3)　教育環境整備の充実およびボランティア活動を行う。

(4)　学校保健活動の協力および会員のコミュニケーションを図る。

第九章　個人情報保護

第 22 条　　個人情報の保護については、個人情報保護法に基づき、さいたま市立岩槻中学校 PTA 個人情報取扱規則において別に定める。

第十章　細則の制定

第 23 条　　本会の運営に必要な細則は全体委員会の議決を経て定める。

(1) 細則の制定又は改正したときは、その結果を会報又は次期総会に報告しなければならない。

第十一章　会則の変更

第 24 条　本会の会則は、総会において出席者全員の過半数の賛成がなければ変更することができない。但し、書面又は Web による議決の場合、表決書に基づき、その過半数の賛成をもって決する。

付　則

本会の従来の会則は、改正会則施行の日より廃止する。

この会則は昭和 57 年 6 月 26 日より廃止する。

この会則は昭和 59 年 2 月 18 日より施行する。

この会則は平成元年 5 月 18 日より施行する。

この会則は平成 5 年 5 月 17 日より施行する。

この会則は平成 6 年 5 月 19 日より施行する。

この会則は平成 9 年 5 月 19 日より施行する。

この会則は平成 11 年 5 月 21 日より施行する。

この会則は平成 13 年 5 月 25 日より施行する。

この会則は平成 14 年 5 月 29 日より施行する。

この会則は平成 15 年 5 月 28 日より施行する。

この会則は平成 17 年 6 月 1 日より施行する。

この会則は平成 18 年 5 月 24 日より施行する。

この会則は平成 19 年 5 月 17 日より施行する。

この会則は平成 24 年 5 月 25 日より施行する。

この会則は平成 25 年 5 月 24 日より施行する。

この会則は平成 26 年 5 月 23 日より施行する。

この会則は平成 28 年 5 月 6 日より施行する。

この会則は平成 31 年 4 月 27 日より施行する。

この会則は令和 2 年 5 月 8 日より施行する。

この会則は令和 3 年 5 月 20 日より施行する。

この会則は令和 4 年 5 月 23 日より施行する。

さいたま市立岩槻中学校ＰＴＡ

個人情報取扱規則

（目 的）
第１条　さいたま市立岩槻中学校ＰＴＡ（以下「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、ＰＴＡ役員名簿及びその他の個人情報の取扱いについて定めるものとする。

（責 務）
第２条　本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、ＰＴＡ活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者）
第３条　本会における個人情報の管理者は、本会会長とする。

（取扱者）
第４条　本会における個人情報の取扱者は、本会本部役員とする。

（秘密保持義務）
第５条　個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）
第６条　本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

（周 知）
第７条　個人情報取扱いの方法は、総会資料等で会員に周知する。

（利 用）
第８条　取得した個人情報は、次の目的に為に利用する。
⑴ 会費集金、管理、ＰＴＡ活動名簿作成（保険事務）、その他の文書の配付
⑵ 会員名簿、委員会名簿 の作成・運用
⑶ ＰＴＡ行事等の出席名簿、委員会役員選出名簿

（利用目的による制限）
第９条　本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

（管 理）
第10条　個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（保管及び持出し等）
第11条　個人情報を取扱う電子機器等については、セキュリティ管理を厳密に実施し、持出しについては、電子メールでの送信・デバイス本体に関しても暗号化やパスワードを施す等の管理を適切に行うこととする。
紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。管理者・取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。

（第三者提供の制限）
第12条　個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
⑴ 法令に基づく場合
⑵ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
⑶ 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要がある場合
⑷ 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（第三者提供に係る記録の作成等）
第13条　本会は、個人情報を第三者に提供した時は、次の項目について記録を作成し、保存する。
⑴ 第三者の氏名
⑵ 提供する対象者の氏名
⑶ 提供する情報の項目
⑷ 対象者の同意を得ている旨

（第三者提供を受ける際の確認等）
第14条　第三者から個人情報の提供を受ける時は、次の項目について記録を作成し、保存する。
⑴ 第三者の氏名
⑵ 第三者が個人情報を取得した経緯
⑶ 提供を受ける対象者の氏名
⑷ 提供を受ける情報の項目
⑸ 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

（情報の開示等）
第15条　本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められた時は、法令に沿ってこれに応じる。

（漏洩時等の対応）
第16条　個人情報を漏洩等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者である本会会長及び該当する会員に報告しなければならない。

（研 修）
第17条　本会は、本会役員に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

（苦情の処理）
第18条　本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（改 正）
第19条　法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第７条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附 則　本規則は、令和２年５月８日より施行する。

岩槻中学校 PTA 細則

第1条　文書の発送は会長承認のもとに学校で行う。

第2条　支払伝票処理は、会長印（会計が会長の承認を得て代行する）、校長印、係印を必要とする。

第3条　PTA・学校の渉外費および協力費の支払いは、会長・校長の責任において支出する。

第4条　表彰・謝恩金は次の基準によって行う。

1.表彰　役員・会計監査委員および学年委員会の委員長がその職を退いたとき、および会長が必要とみとめたもの。

2.謝恩金　教職員の退職の謝恩金は一律 5,000 円とする。

3.その他　役員会で協議のうえ定める。

第5条 慶弔・見舞いは次の基準によって行う。

慶　金	ｲ. 教職員の結婚	5,000 円
	ﾛ. 教職員の出産 （配偶者含む）	5,000 円
見舞金	ｲ. P・生徒・T 本人 （入院 15 日以上）	5,000 円
弔慰金	ｲ. P	10,000 円
	ﾛ. 生徒	10,000 円
	ﾊ. T 本人	10,000 円
その他必要に応じて協議する。		

第6条 旅費

1. 会務のために出張する場合は、あらかじめ会長の承認をえなければならない。
2. 出張のための旅費は、(ｲ)交通費 (ﾛ)日当・宿泊料とし、その費用は会長の承認を得なければならない。

第 7 条 本細則は、昭和 57 年 7 月 6 日より施行する。
本細則は、昭和 59 年 2 月 18 日より施行する。
本細則は、平成元年 5 月 18 日より施行する。
本細則は、平成 5 年 5 月 17 日より施行する。
本細則は、平成 13 年 5 月 25 日より施行する。
本細則は、平成 14 年 5 月 29 日より施行する。
本細則は、平成 19 年 5 月 17 日より施行する。
本細則は、平成 26 年 5 月 23 日より施行する。
本細則は、平成 31 年 4 月 27 日より施行する。
本細則は、令和 4 年 5 月 23 日より施行する。
本細則は、令和 6 年 5 月 21 日より施行する。

岩槻中学校PTA組織図

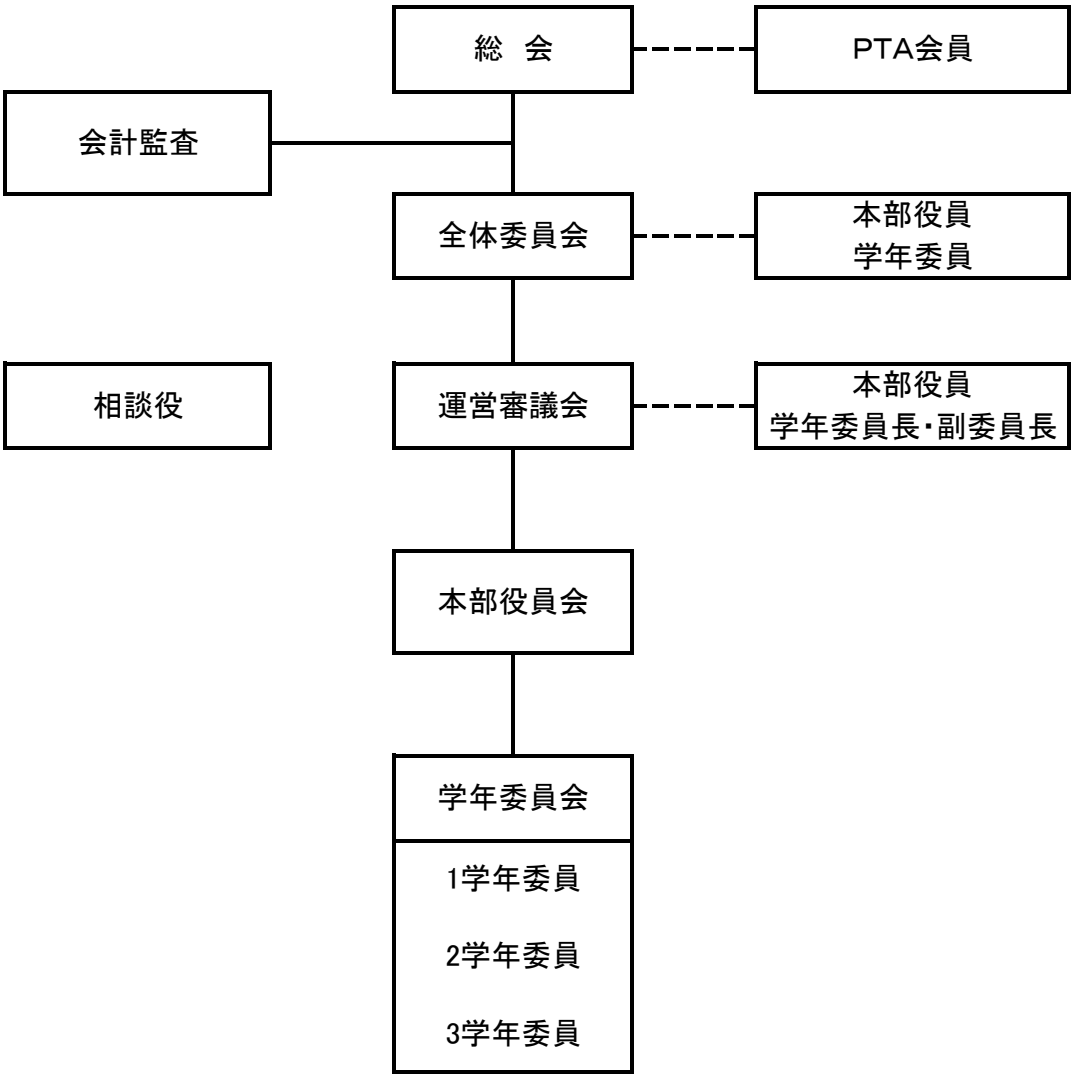

PTA事務局（岩槻中学校）
TEL　756-0254
FAX　758-7483